

# 冤罪の概要

【被検挙者】北大生・宮澤弘幸、北大予科英語教師・レーン夫妻（ハロルド、ポーリン）、レーン家お手伝い・石上茂子（百日を超える勾留のち釈放）、北大工学部助手・渡邊勝平、会社員・丸山護、無職・黒岩喜久雄（戦時練り上げによる北大卒業直後）

【残存記録】札幌地裁判決Ⅱ丸山、渡邊は原本。他は書写（内務省外事課が部内資料として書き写したもの）。大審院判決Ⅱ宮澤とレーン夫妻の原本。他は控訴権放棄。

【容疑】丸山、渡邊以外は不詳。丸山、渡邊の判決原本には「證據」（証拠）「適條」（罰条）の記載があり、容疑と適用された法と刑の根拠が明確に推定できるが、内務省書写では、證據、適條の両項とも外されている。

従って宮澤、レーン夫妻については、地裁判決が「事実」と判定している内容と、大審院判決の中の「上告趣意書引用部分」（以下「上告趣意書」）から推測することになるが、一連の核心となる宮澤関係分を箇条書きにすると以下になる。

- ①軍事上の秘密を探知した罪（a 海軍大泊工事場での見聞事項 b 海軍上敷香飛行場での見聞事項 c 灯台船便乗中に見聞した事項）

②軍事上の秘密を漏洩した罪（右①の探知事項に加え、たまたま知得した軍事上の秘密Ⅱ a 陸海軍の軍事講習で知得した事項 b 中国旅行で知得した事項Ⅱを5回にわたってレーン夫妻に漏洩）。「知得」行為自体は罪にはならないが、「知得」した「軍事秘密」を漏洩すれば罪になる。

【証拠】丸山、渡邊の判決原本での記載、および上告趣意書から

推測すると、被告人自白調書以外に法廷で開示された証拠はなかった可能性が高い。その自白調書も拷問による強制であったこと、上告趣意書に強く示唆されている。

【公判と弁護側反論】地裁判判は非公開。そのうえ起訴状等も軍事秘密事項が含まれていることを理由に、法廷でも開示されなかった可能性が高く、公判記録も開示されず、事実上の暗黒裁判だった。（戦後の黒岩回想もこれを強く示唆している）。大審院は公判を開くことなく「棄却」している。

これに対し、弁護側は、（上告趣意書によると）容疑事項のほとんどについて、事実誤認、認定錯誤を指摘し、軍機保護法に規定されている「軍事上の秘密」にはあたららず、同法の規定する「探知」「漏洩」にもあたらざると反論、部分無罪、適用法の変更、情状酌量による刑の軽減を主張している。

【軍機保護法】盧溝橋事件を起こした1937年に抜本改正されたスパイ厳罰法としての性格を強くした。半面、法案審議を通して法の適用、解釈は厳格厳正に行うことを表明、

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く、軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

との付帯決議を以て可決、軍当局も厳守を宣明している。

【現場の法理無視】右、「不法の手段」を具体的に示せば、不法侵入、窃盗、詐欺、器物損壊など、それ自体が犯罪である行為。従って、軍機保護法が規定する探知行為もまた、それ自体、不法行為を伴った犯罪行為と解釈される。

ところが、宮澤に科された容疑は全て、右の不法行為を伴うことなく平常感覚で見聞した事例（a 学徒勤労奉仕で出かけた先の

軍用工事現場での見聞 b 旅行した船の上や汽車の中で聞かされた話 c 軍が催し誘い込んだ学生向け軍事講習会で学んだ知識、等)に過ぎず、判決においても、探知にあたって不法行為があつたとの判示はない。

中で、典型は根室海軍飛行場の事例。旧国鉄・根室の駅に近く、車窓からも見え、そのうえアメリカ大使館付の海軍武官の見学にまで応じていたにもかかわらず、「軍事機密に指定されている」と強弁し、探知対象の一つに加えている。

【判決の構造】地裁判決は、おそらくは検察側が並べ立てたであろう容疑項目を、そのままに並べ、まるで起訴状丸写しと見紛う内容(起訴状は廃棄されて存在しない)。事実認定の痕跡も、法適用可否の判示も、裁判官としての判断根拠を示す痕跡もなく、ただ羅列を引き写して、問答無用に「探知した」「漏洩した」とだけ断じている。

大審院判決も、上告趣意書をそのまま引用し、その上で「論旨總テ理由ナシ」と切り捨て、尽く却下している。あたかも地裁判決の起訴状写しを上告趣意書に代えた観であり、言い分だけは聞いたという高飛車で、反論に正面から応えたものとはなっていない。最初から有罪ありきが露骨に見える。

【陥れの推定】当時の北大予科には、外国人語学教師を囲み国籍や人種などの垣根を外した文化交流の気風があり、広く門戸を開いていた。その中で「心の会」という、正に名付け通りの交流会が生まれ、日、独、伊、仏、米、中のこだわりなき人と言葉と文化が集って異彩を放っていた。

これは戦争遂行を目論む国家権力にとって好ましくない。外国人教師官舎の筋向いには特高警察の監視溜まりが常設され、とりわけ交戦国となるアメリカのレーン夫妻には特別の監視がついて

いた。

学生の中では、宮澤は図抜けて行動範囲が広く、好奇心が強く、そのうえ旅好きだった。結果として、旅すがら当時は列島随所にあつた軍事施設に近づくこと不思議なく、また軍事講習などにも進んで参加していた。この来歴が探知捏造には格好と映り、使われた可能性、否定できない。

【判決】一斉検挙で拘禁された計126人(12月8日に111人、その後15人)のうち有罪となつたのは、1年後の時点で懲役18人、禁固5人、罰金14人。裏返すなら、いかに罪なきを検挙したか。検挙して長期間拘束すること自体に目的があり、有罪無罪は二の次だった。

【過酷な罪刑】中で、宮澤とハロルドが懲役15年、ポーリンが同12年という刑は他に例なく過酷に過ぎる。判決理由にも量刑にかかる判示はなく、全て推測するしかないが、おそらくは頑強な否認が強く影響している可能性がある。

3人とも、捜査段階では自白調書に押印したが、公判を通して否認したことが、上告趣意書によって確認できる。しかも自白は拷問によると示唆する文言も織り込まれている。

これは戦争遂行の国家権力にとって、到底容認できることではない。仮にも、国家権力が科したスパイ容疑が否認されたまま獄の外に出るは国家の威信にかかわり、戦争遂行の勢いを削がれる。まして拷問に堪えて否認を通したとなれば、これは容認できることではない。少なくとも戦争中は獄に閉じ込めておく、これが至上命令だった可能性は拭えない。

\*以上、花伝社刊『引き裂かれた青春』から要約。